

仕 様 書

1. 業務名称

「モノづくり体験」イベント運営業務委託

2. 事業の目的

次世代を担う子どもたちに「東成区の地域資源」であるモノづくりに関わる機会を提供するための体験型イベントを実施し、モノづくりに対する関心や興味を持ってもらうとともに、キャリア教育の一環として、次世代の人材確保や育成及び「モノづくりのまち」として区への愛着心の醸成を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4. 履行場所

東成区内

5. 事業概要

小学生及びその保護者が、東成区内外のモノづくり企業を身近に感じられる展示や体験ブースを設置し、「東成こどもモノづくり体験フェスタ（以下、体験フェスタという。）」を実施する。なお、多くの小学生が参加できるよう土曜日を実施日とする。

（1）開催日時

令和8年1月24日（土）（開催時間 10時～16時）

※1月23日（金）を会場設営日としています。

（2）開催場所

住 所 大阪市東成区大今里西3丁目2-17

名 称 大阪市立東成区民センター（以下、区民センターという。）

① 2階大ホール（面積520㎡、定員555名）

② 6階601集会室（面積56㎡、定員30名）

6階602集会室（面積50㎡、定員27名）

③ 6階603集会室（面積41㎡、定員27名）

④ 6階604集会室（面積36㎡、定員21名）

⑤ 6階小ホール（面積171㎡、定員209名）

⑥ 7階調理実習室（面積51㎡、定員18名）

⑦ 7階701集会室（面積57㎡、定員：27名）

⑧ 大ホール控室A・B・C

⑨ 小ホール控室D・E

※1 施設の詳細は、区民センターホームページを参照ください。

なお、② 601集会室と602集会室については、間仕切りの操作により、1部屋として使用可能です。

また、③ 6階603集会室、④ 6階604集会室及び⑦ 7階701集会室については狭小のため、ブースの設置をせずに関係者控室としての利用も可とします。ただし、飲食はできません。

区民センター内での飲食は、2階大ホール控室A・B・C及び6階小ホール控室D・E並びに7階調理実習室が可能となっています。

※2 区民センターの使用料（室料、机、イス、音響機器等の付属設備の使用料）は区役所主催事業のため免除となります。

※3 会場設営日（1月23日）の使用可能室は次のとおりです。

- ① 2階大ホール（全日使用可）
- ② 6階601集会室及び6階602集会室（全日使用可）
- ③ 6階603集会室（全日使用可）
- ④ 6階604集会室（全日使用可）
- ⑤ 6階小ホール（全日使用可）
- ⑥ 7階調理実習室（全日使用可）
- ⑦ 7階701集会室（全日使用可）
- ⑧ 大ホール控室A・B・C（全日使用可）
- ⑨ 小ホール控室D・E（全日使用可）

※4 ①2階大ホールの出展ブースの設営に際し、電源の増設が必要な場合は別途工事費（最大46,200円）が必要となります。

※5 ⑤小ホールは階段状の固定座席となっています。

※6 ⑥調理実習室には、各種食器類、包丁、炊飯器、ナベ類ほか調理器具一式が揃っています。

※7 区民センターには、インターネットおよびWi-Fi設備はありません。

※8 区民センターの開館時間は9時30分から21時30分です。

イベント当日でも入館できるのは9時30分からとなります。

(3) 対象者

小学生とその保護者

(4) 来場者数見込

約500名（令和6年度実績）

(5) 体験ブース概要

予約なしで参加可能な体験ブース（以下、「随時ブース」という。）及びイベント前日までに事前予約をして参加する体験ブース（以下、「予約制ブース」という。）の2種類の体験ブースを合計8以上用意する。詳細については、「6. 業務内容（1）出展企業関係」を参照のこと。

6. 業務内容

（1）出展企業関係

① 出展企業等（8団体以上で原則、東成区内の企業とする）の開拓と体験ブースの出展交渉・調整を行うこと。また、出展交渉時に工場（職場）見学が可能な企業等の聞き取りを行い、その結果について発注者に報告すること。

なお、体験フェスタへの体験ブース出展企業には、材料費として最大25,000円をイベント終了後に支払が可能であることを説明すること。

② イベント終了後、材料費の請求があれば支払うこと。

③ 体験ブースは下記の2種類を設定すること。

（ア）随時ブース

（イ）予約制ブース

④ 体験ブースは合計8ブース以上用意すること。なお、各集会室に設置す

るブースの数については、原則それぞれ1つとすること。

※（参考）令和6年度実施時の体験ブース数について

（ア）随時ブース

- ・設置数は9ブース（東成区内6、他区2、市外1）
- ・区民センター大ホール内に8ブース、ホワイエ内に1ブース設置

（イ）予約制ブース

- ・設置数は8ブース（東成区内8）
- ・区民センター大ホール内に6ブース、601・602集会室を1部屋とし1ブース、調理実習室に1ブース設置

- ⑤ 上記④の体験ブースについては、原則、東成区内の企業が占めること。
ただし、東成区内での出展希望者が少ない場合は発注者と協議すること。
- ⑥ 出展企業の選定にあたっては、これまで出展した企業及び東成工業会及び大阪府中小企業家同友会東成・生野支部並びに東成区住工共存まちづくり懇談会から協力を得ること。
なお、区担当者から事前に協力を要請している。

※「東成区住工共存まちづくり懇談会」とは、住工共存という視点から東成区の地域資源であるモノづくりを通したまちづくりを目的に議論するとともに、モノづくりの魅力発信活動を行っており、モノづくり企業関係者・区民など合わせて12名（令和7年5月1日現在）で構成されている。

（2）運営管理

- ① 体験フェスタ全体の運営管理及び会場設営（準備及び撤収）を実施すること。
- ② 参加者の事故、実施会場や備品等の破損への対応及びそれらに対応できる損害保険の加入に関すること。
- ③ 損害保険料、電源増設にかかる工事費及び出展者への材料費の支払いを行うこと。
（損害保険料、電源増設工事費及び出展者材料費は委託料に含んでいます。）

（3）参加者の募集

- ① 体験フェスタの参加者募集方法については、Google フォーム等のインターネットツールを用いたウェブ受付とすること。
※インターネット環境のない参加希望者からの問い合わせは、東成区役所担当者で対応する。
- ② 参加募集期間は2週間以上設けること。
- ③ 受付方法は下記の2種類とする。

（ア）入場受付

参加者数等を把握するため、保護者を含めた入場者総数と対象となる小学生の学年を受付事項に含めること。

（イ）予約制体験ブース

保護者を除く参加者数と学年を受付事項に含めること。

なお、予約制体験ブースの受付は先着順とする。

- ④ 受付が完了した参加者には、デジタルチケットを発行すること。

（4）体験フェスタ当日の受付

- ① 体験フェスタ当日の参加者対応（受付等）については、ブース開始時間等

- イベント進行に支障が出ない工夫をすること。
- ② 予約制ブース参加者のうち、当日キャンセルが発生した場合の対応を出展企業に周知しておくこと。
- (5) 来場促進及び事業認知度向上のための広報について
チラシ（A4サイズ、カラー両面刷り）を4,000枚作成すること。
※ 来場促進及び事業認知度向上のための広報について
- ・東成区役所、区民センターへのチラシの掲出が可能です。
また、Osaka Metro 緑橋駅、深江橋駅、鶴橋駅、今里駅、新深江駅の専用掲示板5か所への掲出も可能です。
 - ・東成区内の各小学校への広報については、発注者より本市教育委員会へチラシ配布の協力を依頼します。
- (6) アンケートの実施（印刷、配布、回収）及び集計
- ① アンケートの設問は概ね10問程度とし、内容については発注者と協議すること。
 - ② アンケート回収にあたり、回収率を向上させる取り組みを実施すること。
- (7) 出展者説明会及び報告会の実施
- ① 広報用チラシ、会場レイアウトが完成後に、イベント当日の手順などを説明する出展者説明会を実施すること。
 - ② イベント実施後、実施報告書が完成後に出展者報告会を開催すること。

業務計画書及び業務実施報告書

①業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

②業務実施報告書

- ア 本事業終了後、業務完了通知書とともに業務報告書を2部提出すること。
- イ 業務報告書は、実施日時、場所、各ブース内容をはじめとした実施概要、参加人数、配布資料、開催状況の記録（実施状況がわかる写真など）、アンケート集計結果、出展者報告会議事録、事業成果等を明記すること。
- ウ 事業成果は、受注者の専門性・知見・経験をふまえて記載すること。
- エ 受注者において作成したチラシ等のデータ及び撮影した記録写真や映像データを提出すること。

(8) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

研修等の実施後は、別紙「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（以下、研修実施報告書という。）を作成し、業務完了通知書とともに提出すること。

(9) 災害時等の対応

開催当日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合及び地震その他の災害発生等があった場合は、速やかに発注者と中止等の協議を行うこと。

また、災害等の発生により、体験フェスタの一部もしくは全部の実施が困難となった場合は、開催方法等を発注者と受注者との協議により決定することとする。

(10) 新型感染症等への対策

- ① 体験フェスタ当日の会場入口に手指消毒液を設置すること。
- ② 上記以外については、国等の感染症対策の状況により、その都度、協議することとする。

7. 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
〔委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等〕
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

8. その他

- (1) 本業務の成果は、大阪市に帰属する。
- (2) その他、本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、両者が十分に協議してこれを処理するものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に際し、直接・間接を問わず知りえた事柄は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。
また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

- (5) 受注者は、提供された資料及び業務により作成した資料は、業務終了後にその全てを発注者へ返却、提出すること。なお、納入後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。

9. 担当者

大阪市東成区役所 市民協働課（担当：沼口・西出）

住 所：大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

電 話：06-6977-9904

F A X：06-6972-2738

Eメール：tn0002@city.osaka.lg.jp